

記者発表資料  
平成24年5月8日  
水産業振興課  
担当者：小林・千葉（2931）

## 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う ヒガンフグの出荷制限指示について

本日、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）から、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第3項に基づき、金華山以南の海域におけるヒガンフグの出荷制限が指示されました。

このことから、下記のとおり金華山以南の海域（別紙参照）において、ヒガンフグの出荷を差し控えるよう改めて生産者等に要請しましたので、お知らせします。

なお、ヒガンフグに関しては、宮城県及び宮城県水産物放射能対策連絡会議からの要請により、既に平成24年5月2日から、仙台湾海域からの水揚げが自粛されております。

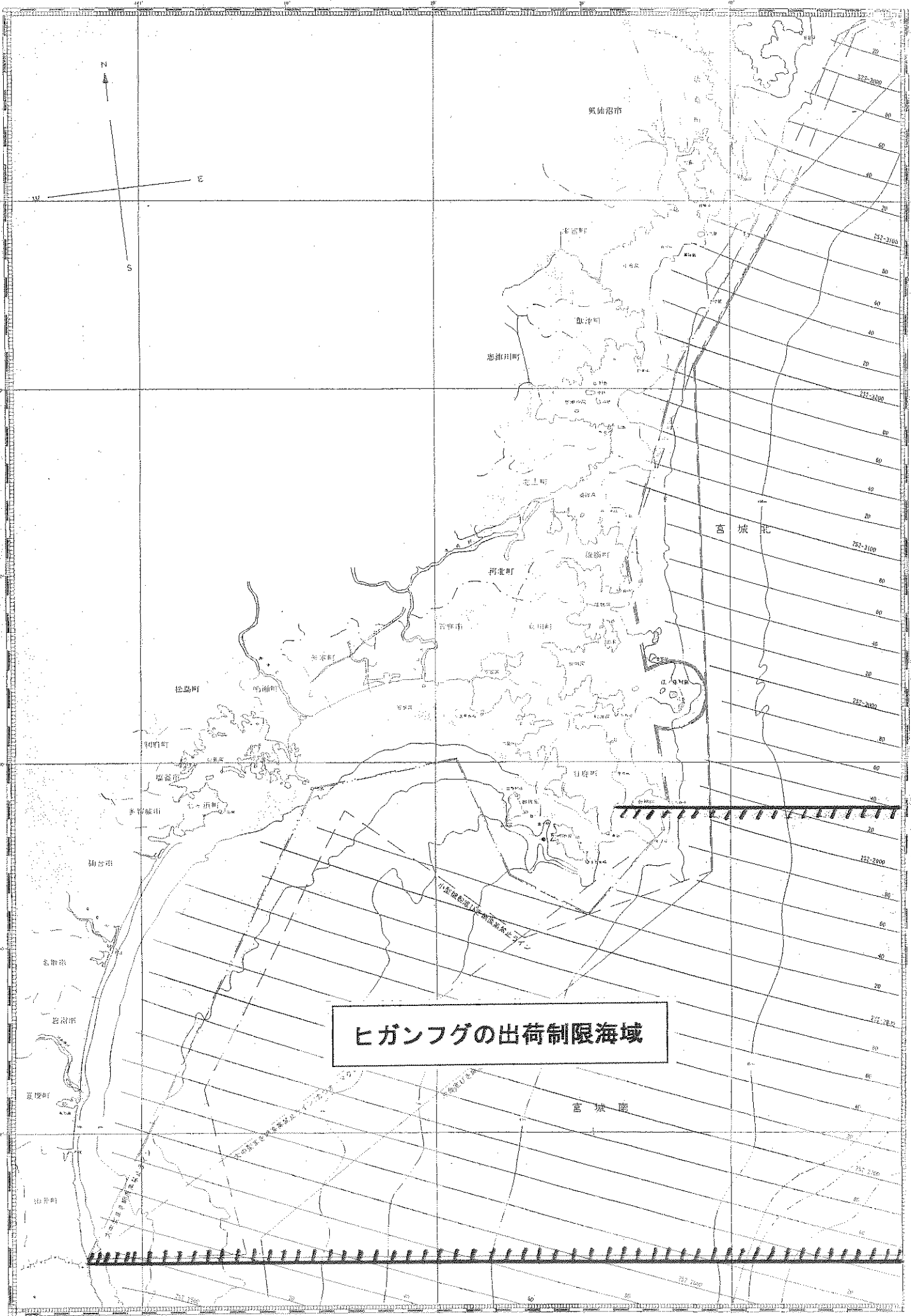
### 記

#### 1 出荷制限指示の内容

- |        |                |
|--------|----------------|
| ① 対象魚種 | ヒガンフグ          |
| ② 制限海域 | 金華山以南の海域（別紙参照） |

#### 2 県の対応状況

- ・ 今回の指示に基づき、金華山以南の海域で漁獲したヒガンフグについて出荷を行わないよう改めて生産者等に要請した。
- ・ 魚市場等流通関係者に対し、金華山以南の海域で漁獲されたヒガンフグを取り扱わないよう改めて要請した。
- ・ 県内の遊漁船業者に対し、金華山以南の海域においてヒガンフグの採捕を目的とした案内を行わないよう要請した。



ヒガンフゲの出荷制限海域

宮城 陸

宮城 北

箕曲沼市

志麻川町

河内町

松島町

初島町

藤島町

赤松町

田島町

赤松町

岩島町

長瀬町

山内町

山内川